



Title	報告3 日本における欧米からの人権観念の導入と展開
Author(s)	中村, 睦男
Citation	北大法学論集, 47(5), 471-481
Issue Date	1997-02-10
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/15699">http://hdl.handle.net/2115/15699</a>
Type	bulletin (article)
File Information	47(5)_p471-481.pdf



[Instructions for use](#)

# 報告3…日本における欧米からの人権観念の導入と展開

中村 睦 男

## I 明治憲法下における人権

### (1) 人権思想の導入

一八六八年の明治維新前後に欧米の人権思想が日本に導入された。当時の日本が置かれた状況は、諸外国による軍事的脅威と徳川幕藩体制の崩壊を前にして、脅威に対する有効な対応策と新しい秩序の確立を模索しているところであった。人権思想は、西洋諸国の軍事的優越を含む強さは単にその科学文化のみならず、その政治社会の構成の在り方にあることに気づきはじめ、各個人の自由競争の中に西洋諸国の活力と強さの根源を見いだそうとする者が登場するなかで<sup>1)</sup>はぐくまれたのである。その中心的役割を果たした人物の一人が福沢諭吉であり、特に『西

洋事情』初編(一八六六年)において、アメリカ独立宣言や合衆国憲法を翻訳し、自由や平等など西洋の政治の基本原理を紹介したのである。福沢が最も力を注いだのは、「自由任意」「自由」であり、自由を福沢自身の経験と言葉によって定義することを試みたのである。<sup>2)</sup>日本において「自由」という言葉は、たとえば英語の Freedom や Liberty の訳語の以前に、漢語として存在していたが、それは「自由勝手」、「我侷」、「自由自在」を意味するものであった。<sup>3)</sup>『西洋事情』初編巻之一「備考」の中で、福沢は、「本文、自主任意、自由の字は、我儘放蕩にて国法をも恐れずとの義に非らず。総て其国に居り人と交て気兼ね遠慮なく自力丈け存分のことをなすべしとの趣意なり。英語に之をフリードム又はリベルチと云ふ。未だ恰当的の訳字あらず」と注

記している。<sup>(4)</sup>一八七一年には中村敬宇(正直)によってJ・S・ミルの『自由論』(On Liberty)が『自由之理』という表題で翻訳、刊行され、自由民権家たちに大きな影響を与えた。ただ、中村敬宇は、『自由論』の冒頭に出てくる society を「仲間連中」と訳したうえで「即ち政府」と割注で補ったのを初めとして『自由之理』を通じて、この言葉を「政府即ち仲間社会」としたり、あるいは端的に「政府」とする傾向が著しく、自由の問題は単に政府や専制的支配者と人民との対立だけではなく、社会と個人との対立においてもとらえるミルの主張を十分に理解していなかったことが指摘されている。<sup>(5)</sup>

## (2) 自由民権運動の人権思想

自由民権運動は、国会の設立を要求した一八七四年から、実際に国会が開設された一八九〇年頃まで続けられたもので、この運動は参政権を求める「国会」の開設に最大の焦点があったが、それとともに国民の大多数である農民の要求である「地租の軽減」と「条約改正」の実現も重要な目標とされていた。<sup>(6)</sup>自由民権運動の出発点になったのは、征韓論の主張に敗れて下野した前参議板垣退助らによる愛国公党の結成(一八七四年)および「民撰議院設立建白書」の提出(同年)である。愛国公党

本誓には、「通義権理ナル者ハ天ノ均ク以テ人民ニ賜フ所ノ者ニシテ、人力ノ以テ移奪スルオ得サル者ナリ」として、天賦人權説に立っている。

自由民権の運動に加わった知識人による天賦人權論の立場から自由や権利の原理的根拠に考察を加えたのが、馬場辰猪と中江兆民の論文である。馬場の「本論」と中江の「権利之源」はともに一八八二年に『自由新聞』に発表されたもので、前者は人間の「心性」―感覚・思考・意思の機制―、後者は「生々發育」する「生活」―自己保存と自己実現―という、いずれも人間に普遍的な経験的事実から出発し、馬場は、「心神ノ自由」が人間の諸々の自由の核心であるとし、中江は、「生活ハ人間最第一ノ權利ニシテ自余ノ諸權利ノ由テ生ズル淵源ナリ」とし、「生活ノ權」から、「行為ノ自由」、「言論ノ自由」、「保身ノ自由」等の自由權や「平等ノ權」が生ずると説いている。中江によると、生活權が人間の第一の權利ということは、草木禽獸と同様に人間は「其生育ノ性ヲ發達セント欲スル」ものであり、「其生育ニ務ムルヲ以テ天与ノ性トスルトキハ、凡ソ其發達ヲ圓ガタメニハ何ヲ為シテモ不可ナル無く、何ヲ欲シテ理ニ悖ルコトナシ」ということから導きだされている。中江兆民がすべての権利の淵源を生活權に求めたことについて、「兆民が、個々

の権利の淵源を、このように人間の自然的な生存の欲求に求めたということは、今日のわれわれが考える以上に注目すべき思想的意味をもつものであった。なぜならそれは、権利をして権利たらしめるものは、国家によって制定された法すなわち支配者の意思や国家の権威ではなくして、個々人の生存の欲求であり生活の必要であるとする考え方と表裏をなすからであり、国家に先行するものとして個人の意思や生活の必要を重視する考え方に通ずるからである」という高い評価が与えられている。<sup>8)</sup>

自由民権家の天賦人權論に大きな打撃を与えたのは、一八八二年に刊行された東京大学総理加藤弘之の『人權新説』である。加藤は、一八七〇年に刊行された『真政大意』で天賦人權論を説いていたのを改説し、西洋最新の学理である「進化主義」によつて「天賦人權主義」の「妄想」性を暴露する學術論争のかたちのなかに、自由民権運動に対する露骨な政治的党派的攻撃をこめていたのである。<sup>9)</sup>

天賦人權論の立場から加藤弘之に反論を加えたのが、一八八三年に公刊された馬場辰猪の『天賦人權論』と植木枝盛の『天賦人權辨』である。馬場は、「自然法ヨリ生スル權利ハ人爲ノ製作ニ非スシテ、天賦人權ナリト謂フヘシ。何ソ之ヲ称シテ蟹氣楼ト謂フヲ得ンヤ」と反論し、天賦人權を自然法により生ず

る権利として位置づけている。植木によると、天賦人權とは、「必シモ国家法律ノ有無ニ関ハラズ、直チニ其天ニ徴シテヲ唱フルコトナリ。タトヘハ人ハ之ヲ其天ニ徴スルニ、恰モ生活ヲ遂クヘキモノナリ」であり、人は「天然ニ生活ノ權利ヲ有スル」として、人權の根柢を「生活ヲ遂クル」ことに求めている。<sup>11)</sup>

自由民権家の人權論の特徴の一つとしてあげられているのは、「民権」という言葉によつて、「基本的人権」の問題よりも、参政権または政權奪取（「専制政府打倒」）のほうにより関心がむけられたという点である。<sup>12)</sup>「よしやシビルはまだ不自由でも、ポリチカルさへ自由なら」という「よしや武士」の一節はそのような状況を示している。福沢は、「私権未だ固からずして之を犯す者も犯さるるも平気なるが如き漠然たる社会に、唯熟して政權のみの事を講ずるは、或は事の前後緩急を倒にするの議を免かれざる可し」<sup>13)</sup>のように、「私権」の問題こそが「政權」の問題に先行しなければならぬことを繰り返して強調していたのである。

明治憲法制定にあたって提示された諸憲法構想では、「政權偏重」の所産として主権論に力点が置かれ、人權保障については手薄であった。人權について、いわゆる「法律の留保」なしにこれを保障しているものとして、植木枝盛の「日本国憲案」

と立志社の「日本憲法見込案」があるにすぎない。「日本国憲案」は、第四編「日本国民及日本人民ノ自由權利」の表題の下で、三五カ条からなる詳細な自由権を中心にした人権規定を有しており、「政府忒ニ國憲ニ背キ擅ニ人民ノ自由權利ヲ残害シ建国ニ旨趣ヲ妨クルトキハ日本国民ハ之ヲ覆滅シテ新政府ヲ建設スルコトヲ得」(七二条)など抵抗権の規定は、一七九三年フランス人権宣言やアメリカ独立宣言などを参照にして書かれたもので、特に注目されるものである。

### (3) 明治憲法の権利宣言

日本で最初の成文憲法である「大日本帝国憲法」(明治憲法)は、一八八九年二月一日に公布され、翌一八九〇年一月二十九日より施行された。明治憲法制定にあたっての憲法思想的な影響を概括的に指摘すれば、「明治の自由民権運動が『下からすすんで取る』仏(米)英流憲法構想によって権力に肉迫したのに対し、明治政府は国体を基本とし独逸立憲君主制理論で武装し―権力による弾圧を加えて反撃し『上から恵み与える』明治憲法を制定した」ということができる。明治憲法の人権規定は、第二章「臣民權利義務」のなかに置かれ、一八五〇年のプロイセン憲法に近似する「外見的人権宣言」であった。第一

に、人権を自然権としてとらえるのではなく、天皇が臣民に対して恩恵的に与えたものとされた。明治憲法の上諭にある「朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス」という文言もこのことを示している。第二に、明治憲法の人権規定は全文一五カ条で、伝統的な自由権に限られ、保障の範囲が限定されていた。第三に、明治憲法の人権は、「法律ノ範圍内ニ於テ」認められており、法律の留保を伴っているため、立法権の法律による保障に期待され、立法権の侵害に対しては救済されなかった。また、立法権の法律による、行政権の侵害からの保障についても、独立命令の存在(九条)、非常事態時の緊急勅令(八条)や非常大権(三一条)の存在によって、その保障が弱められていた。

### (4) 明治憲法下の憲法学説と人権

天皇主権学派の代表者である穂積八束は、『憲法提要』(一九一〇年初版)において明治憲法の人権規定の解釈を行っている。穂積は、臣民を統治の客体と位置づけ、「臣民」の本質が「絶對ニ、無限ニ、國家ニ從屬シテ其ノ權力ニ服従スルコト」にあつて、そこに「国民」または「人民」という用語を使用するヨ―

ロッパ憲法と帝國憲法との違いがあるとす。そして、「臣民ハ絶対ニ、無限ニ、國權ニ服従ス。此ノ完全ナル服従アルカ故ニ亦完全ナル保護ヲ受ケ、完全ナル保護アルニ由リテ權能ノ享有ヲ全ウスルコトヲ得ルナリ」として、國家に對する絶対無限の服従と權利の享有が両立するのである。穂積によれば、憲法第二章で自由權を保障したのは、「絶対ニ國家ニ對抗スルノ權利ヲ容認スルノ意ニ非ス、唯、之ヲ立法權ノ行動ニ留保シ、政府行政ノ自由ノ干渉ヲ排斥セントスルニ外ナラサルナリ」ものであつて、憲法第二章は臣民の權利義務を規定すると同時に、憲法上の立法事項を列記したものとされるのである。このような穂積の人權解釈は、「天賦人權説を否定した帝國憲法に関する解釈の正統な到達点ともいへべき意味合いをもつもの」ともいえる。<sup>(19)</sup>

一九二二年から一九一三年にかけて穂積の後継者である上杉慎吉と天皇機關説論者である美濃部達吉との間で展開された上杉・美濃部論争は、実質的に美濃部の勝利に終わり、学界では天皇機關説が通説となつていくのである。立憲主義学派の代表者である美濃部達吉は、『憲法撮要』（一九二三年初版）のなかで、明治憲法の人権規定を次のように解釈している。まず、自由權の本質について、「國民ノ自由權ハ國家ノ統治權ニ國法上

ノ制限アルニ因リテ生ズ」のであり、「若シ國家ガ無制限ニ國民ニ對シ命令シ強制スルノ權利ヲ有ストセバ、國民ハ國家ノ如何ナル命令強制ニ對シテモ、絶対ニ服従スル義務ヲ負フモノト爲リ、自由權ハ全ク存立ノ余地ナシ」ということになるのである。國民が國家權力によつても侵害されない自由權を有するといふ思想は、「近代ノ立憲制度ノ最モ重要ナル根本思想」の一つであつた、憲法第二章の規定は欧米諸國の憲法の例を踏襲したものであると説くことによつて、美濃部は、日本憲法の獨個性を主張する穂積とは全く異なつた立場に立つてゐる。つぎに、自由權に関する憲法第二章の規定の意義については、美濃部は、憲法は國民の權利の主要なものを例示的に規定したものであつて、従來の通説が憲法の列記を「憲法ノ立法事項」として、列記されてゐない事項については法律によらずに制限できると解するのとは、最も大きな誤りの一つであると批判してゐる。美濃部によれば、憲法に列記されてゐるものの外、「生命ヲ奪ハレザル自由」、「體軀ヲ傷害セラレザル自由」、「身體ヲ侵サレザル自由」、「職業選擇ノ自由」、「營業ノ自由」、「婚姻ノ自由」、「契約ノ自由」、「教育ノ自由」、「學問ノ自由」、「服裝ノ自由」、「交際ノ自由」などは、憲法に規定されてゐないからといつて、法律によらないで、行政權の専斷によつて制限できるものでない

料 として<sup>(23)</sup>いる。

このように美濃部は、近代憲法の基本原則の一つである基本的人権の概念を正当にとらえているが、美濃部の憲法論の「反動的側面」として批判されているのが、植民地の憲法問題である。美濃部は、憲法の規定のうち、天皇、摂政、國務大臣、枢密顧問および帝國議会の組織権限に関する規定は植民地に内地と同様に適用されるが、臣民の権利義務の規定については、植民地に適用されないとしたのである。すなわち、人権規定が植民地に適用されるか否かについて、憲法は何らの規定を設けていないので、条理に委ねられ、「国民自治主義、自由平等主義ノ思想ハ社会ノ文化ノ相当ナル発達ト国民ノ国家に対する忠実心トヲ前提トスルモノニシテ、新領土方此前提ヲ備ヘザル場合ニ於テハ、此主義ニ基ク憲法ノ規定ヲ直ニ新領土ニ施行シ得ベキニ非ズ」ということから、朝鮮、台湾、樺太、関東州および南洋群島については、内地と區別して特別統治の下に置き、「其人民ハ兵役義務ヲ負ハズ、国会ニ代表者ヲ出ダサズ、又法律ニ依ルニ非ザレバ自由ヲ拘束セラレザルノ權利ヲ認メラルコトナク、行政權ト立法權トノ分立ハ備ハラズシテ行政權ニ依リテ一般ニ法規ヲ定ムルコトヲ得ベク司法權獨立ノ原則モ亦完全ナラズ」というのである。<sup>(25)</sup>

美濃部と並んで明治憲法下の立憲学派の代表者である佐々木惣一は、『日本憲法要論』（一九三〇年初版）において、憲法上の自由権を「個別的自由権」と「包括的自由権」に分類し、憲法第二章に列記されている「個別的自由権」は、「法律」によらなければ制限されないが、憲法に列記されていない服装の自由、婚姻の自由、営業の自由、学問の自由、教育の自由などのような「包括的自由権」は、立憲制度の下で国家は「法」によらなければ制限できない権利であるから、法律によらなくとも命令によって制限できると解している。<sup>(26)</sup>しかしこのことは同時に、「包括的自由権を憲法上の権利として認めることが意味のないことを表明するもの」といえる。<sup>(27)</sup>

#### (5) 人権思想の消滅

明治末期から大正期を通じて美濃部を代表とする立憲主義的憲法理論が学説として有力になり、実務に対しても支配力もつたが、国民一般との関係では事情は別であった。学校教育での憲法の取り扱いをみると、初等および中等教育の教科書では基本的には穂積憲法学の枠内で教え続けられたのである。<sup>(28)</sup>また、高等教育においても、一九三五年の天皇機関説事件により、美濃部達吉の『逐条憲法精義』、『憲法撮要』および『日本憲法の

基本主義』の三冊の著書が安寧秩序を害するものとして、出版法違反により発売禁止の処分を受け、同時に、文部省は国体明徴に関する訓令を各高等教育機関に発し、教育および學術に關与する者に対して、「苟も国体ノ本義ニ疑惑ヲ生ゼシムルガ如キ言説ハ蔽ニ之ヲ戒メ」ることを説いた。その結果、各大学では憲法の担当教授・講師の選任、担当講座の変更等の措置が講じられ、天皇機関説の講義が排除された。さらに、一九三七年に文部省は、『国体の本義』と題する冊子を出版し、神權天皇制に向けて国民の教化にあたった。

法制度の面でも、一九三六年の思想犯保護觀察法および不穩文書臨時取締法の制定、一九三八年の國家總動員法の制定、一九四一年の国防保安法および治安維持法改正法律の制定など人權規制の強化と戦時体制への移行を強めつつ、一九四一年一月八日に太平洋戦争に突入したのである。

天賦人權思想の導入に始まった日本の人權史がこのような無残な結果に終わったことについて、佐藤幸治教授は次のような指摘を行っている。すなわち、「近代的人權思想は価値の究極の担い手を個人に求め、個人と個人あるいは個人と集団との不測の対立緊張の存在を前提として、人為的規制を定めてその公正な調整をはかり、それだけにまた規則の定立・適用にあたっ

て適正な手続を要求する。ところがわが国の場合、儒教的秩序観の上に築かれた集団志向的土壤に表層的に西洋的人權思想が移植され、人權もそのような集団による権力闘争の手段という角度で捉えようとする傾向が根強く存在した。換言すれば、いかなる集団が権力を把握するかないし権力過程に対する参与権を獲得するかに人權の問題を集約するかという実力說的傾向がわが国の人權史ないし人權思想史の基本的性格を規定しているように思われる。ここに「歴史の流れ」というような漠然とした感覚によって個人的人權を流してしまふ基盤があった<sup>(29)</sup>」というのである。

## II 日本国憲法下における人權理解の特色

### (1) 日本国憲法の人權規定の特色

一九四六年に制定された日本国憲法の人權規定は、第三章「國民の權利及び義務」の表題の下で、第一〇条から四〇条まで、三〇カ条の条文からなっている。総司令部における憲法草案の起草過程では、初めは「人權」という表題であったのが、起草にあたって開かれた会議で、日本の憲法の例に従うとされたために、「國民の權利及び義務」となったのである。「基本的人權」



という用語は、日本国憲法においては、第一条と九七条で使われているが、直接には、一九四五年八月一日に日本政府が受諾したポツダム宣言の「言論、宗教及び思想の自由ならびに基本的人権 (fundamental human rights) の尊重は確立せられるべきである」という規定に由来するものとされている。そして、この「基本的人権」という用語こそが、「明治憲法がよって立つ基本原則との決定的違いを示すもので、日本国憲法の基本原則の一つに『基本的人権の原理』<sup>(30)</sup>があげられるのは当然である」とされるのである。

日本国憲法の人権規定の特色として、次の三点をあげることができ。

### 1 人権の根拠としての自然権

日本国憲法第三章では、「国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」(一一一条)のである。日本国憲法が保障する権利が、「侵すことのできない永久の権利」であるということとは、「それらを国家の権力によって侵すことが許されないことを意味するとともに、それらの権利が人間が人間であることにのみとづいて―すなわち、ひとえに『人間性』を根拠として―当然

に享有すべきものであるとする思想にもとづくことをあらわしている」のであり、基本的人権とされている権利は、「論理的に国家や、憲法に先立つものであるから、国家の権力によって侵すことはゆるされない」とされるのである。<sup>(31)</sup>基本的人権が憲法に先立つ権利であるということは、憲法学説の多数説である憲法改正限界説によれば、基本的人権の保障は憲法改正によっても変えられないことを意味するのである。

### 2 人権の範囲の拡大

日本国憲法の人権規定は、伝統的人権である自由権を中心にしているが、参政権(一五一条)や裁判を受ける権利(三二一条)、国家賠償請求権(二七一条)、刑事補償請求権(四〇条)のような国務請求権のほか、福祉国家の理念に基づいて各種の社会権(二五―二八条)にも及んでいる。

### 3 立法権による侵害に対する保障

明治憲法における人権保障には「法律の留保」が伴い、立法権による人権侵害に対して裁判所による救済が認められなかった。これに対して、日本国憲法では、国民の代表者によって行われる立法権であっても国民の人権を侵害しうることを前提にして、裁判所に違憲立法審査権を認めている(八一一条)のである。

(2) 人権理解の特色

1 生存権の重視

日本国憲法二五条一項の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という規定は、衆議院での憲法案の審議の段階で、社会党の主張で挿入されたものである。この規定の原型になったのは、高野岩三郎、森戸辰男、鈴木安蔵らの憲法研究会によって作成され、一九四五年一二月に発表された「憲法草案要綱」での「国民ハ健康ニシテ文化的水準ノ生活ヲ営ム権利ヲ有ス」という規定であった。

この生存権の規定は、敗戦後の食糧の不足で飢餓状態に置かれた国民にある種の衝撃を与えるものであった。一九四七年一月に東京地方裁判所の山口良忠判事が、「経済事犯を裁く身でどうしてヤミ買いできよう」と配給ものだけの生活を続けため栄養失調で死亡した事件は、当時大きな社会的反響を惹き起こしたものである。裁判のなかでも生存権違反の主張が種々の事案でなされたが、生存権のリーディング・ケースになっている食糧管理法違反事件に関する一九四八年九月二十九日最高裁大法廷判決<sup>(32)</sup>の上告理由のなかでも、配給米のみでは生命を保持し健康を維持できないことは「某裁判所の裁判官の餓死」によっても立証されており、闇米を購入、運搬することは生活

権の行使であって、これ禁止する食糧管理法は憲法二五条に違反するという主張がなされていたのである。

学説による人権体系における社会権の位置づけについて、生存権を社会権の総則的規定とし、社会権を「生存権的基本権」ととらえる考え方が初期の学説で通説化するのである。その代表的学説である我妻栄は、一九世紀的「自由権基本権」から二〇世紀的「生存権的基本権」に至る基本的人権観念の変化を、第一に、一九世紀憲法の基本的人権が「自由」という色彩にいろどられていたのに対して、二〇世紀憲法のそれは「生存」という色彩にいろどられていたこと、第二に、基本的人権の保障の方法について、一九世紀に基本的人権の保障とは国家権力の制限にはかならなかったものが、二〇世紀においては国家権力の積極的な配慮・関与が要請されるというのである。<sup>(34)</sup> 我妻の社会権論に対して、筆者はこれを、第一に、国家の役割の強調によって個人の自由と生存の保障をはかる点において、「上からの社会権論」であり、第二に、自由権と社会権の異質性を強調するものとして総括し、これに対して、労働者を中心とする利害関係者の個人的、集団的権利・自由を軸とする「下からの社会権論」、および「社会権の基底における自由権の存在と両者の相互関連性」を主張した。<sup>(35)</sup> 社会権と自由権とは互いに排斥

しあうものではなく、社会権が自由権を基礎にしているという事は、今日学説上一般的に認められているところである。

## 2 個人に対する集団の優位

日本の人権觀念に集団主義的傾向があることは従来から一般に指摘されているところである。近年、ミルが『自由論』のなかで提示した「政治的圧迫」からの解放と「社会的専制」からの解放という課題のもつ意味を指摘し、近代の人権觀念にある社会的権力<sup>36)</sup>中間団体からの個人の解放の意味を強調するのが、樋口陽一教授である。樋口教授は、社会的権力からの自由を「人権の私人間効力」という考え方によって確保するという点が不十分(三菱樹脂事件に関する一九七三年一月二二日最高裁大法廷判決)で、「会社の政治活動の自由」(八幡製鉄政治献金事件に関する一九七〇年六月二四日最高裁大法廷判決)、「法人の人格権」(サンケイ新聞意見広告事件に関する一九八七年四月二四日最高裁大法廷判決)、「神社の信教の自由」(最高裁一九八八年六月一日最高裁大法廷判決)を認めて個人の自由の優位させている最高裁判例の態度に対しても厳しい批判を加えている。

## 註

- (1) 阿部照哉ほか『基本的人権の歴史』(有斐閣、一九七九年) 一一〇頁「佐藤幸治執筆」。
- (2) 松沢弘陽『近代日本の形成と西洋経験』(岩波書店、一九九三年) 二二〇頁。
- (3) 中村雄二郎『自由民権論の法思想』野田良之『碧海純一編』『近代日本法思想史』(有斐閣、一九七九年) 一一五頁。
- (4) 『福沢諭吉選集』第一卷(岩波書店、一九八〇年) 一〇四頁。
- (5) 松沢・前掲書二七〇―二七三頁。
- (6) 色川大吉『自由民権』(岩波書店、一九八一年) 一〇頁。
- (7) 松沢弘陽『天賦人権論争覚え書』家永教授退官記念論集刊行委員会編『近代日本の国家と思想』(三省堂、一九七九年) 一六七頁。
- (8) 松本三之介『明治精神の構造』(日本放送協会、一九八一年) 九二頁。
- (9) 松沢・前掲論文一七二頁。
- (10) 馬場辰猪『天賦人権論』『明治文化全集』第二卷(日本評論新社、一九五五年改版) 四五一頁。
- (11) 植木枝盛『天賦人権辨』『明治文化全集』第二卷(日本評論新社、一九五五年改版) 四六七頁。
- (12) 石田雄『日本における法的思考の発展と基本的人権』

- 東京大学社会科学研究所編『基本的人権2』（東大出版会、一九六八年）一八頁。
- (13) 福沢諭吉『私権論』『福沢諭吉全集』第一一卷（岩波書店、一九七〇年）三八六頁。
- (14) 稲田正次『明治憲法成立史』（有斐閣、一九六〇年）四一〇頁。
- (15) 深瀬忠一『明治憲法制定をめぐる法思想』野田||碧海編・前掲書二二頁。
- (16) 穂積八束『憲法提要上巻』〔四版〕（有斐閣、一九二二年）三四三頁。
- (17) 穂積・前掲書三六〇頁。
- (18) 穂積・前掲書二八七頁。
- (19) 阿部ほか・前掲書一四〇頁〔佐藤幸治執筆〕。
- (20) 美濃部達吉『憲法撮要』〔四版二五刷〕（有斐閣、一九三一年）一七二頁。
- (21) 美濃部・前掲書一七三頁。
- (22) 美濃部・前掲書一八一―一八二頁。
- (23) 美濃部・前掲書一八二頁。
- (24) 長谷川正安『日本憲法学の系譜』（勁草書房、一九九三年）一二六頁。
- (25) 美濃部・前掲書一九五―一九七頁。
- (26) 佐々木惣一『日本憲法要論』（金刺芳流堂、一九三〇年）二四九頁。
- (27) 阿部照哉『佐々木憲法学の特質』田畑忍編『佐々木憲法学の研究』（法律文化社、一九七五年）四九頁。
- (28) 家永三郎『日本近代憲法思想史研究』（岩波書店、一九六七年）二二三頁以下。
- (29) 阿部ほか・前掲書一五一頁〔佐藤幸治執筆〕。
- (30) 樋口陽一ほか『憲法Ⅰ』〔注解法律学全集1〕（青林書院、一九九四年）一七六頁〔佐藤幸治執筆〕。
- (31) 宮沢俊義『憲法Ⅱ』〔新版〕（有斐閣、一九七一年）二〇五頁。
- (32) 刑集二卷一〇号一二三五頁。
- (33) 中村睦男『社会権法理の形成』（有斐閣、一九七三年）二九〇頁以下。
- (34) 我妻栄『新憲法と基本的人権』（国立書院、一九四八年）二六一―三三頁。
- (35) 中村・前掲書二九二頁。
- (36) 樋口陽一『自由と国家』（岩波新書）（岩波書店、一九八九年）一七三頁以下。